

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業拡大・支援事業費補助金交付要綱

施行	平成29年6月15日	女活推第49号
一部改正	令和元年7月12日	男女第108号
一部改正	令和2年4月1日	男女第10号
一部改正	令和3年4月1日	男女第294号
一部改正	令和7年4月1日	男女第327号
一部改正	令和8年5月21日	男女第90号

(総則)

第1条 県は、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度実施要綱（令和8年5月15日）に規定する岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業（以下「エクセレント企業」という。）の認定を促進するため、企業等が従業員の働き方改革、育児や介護の支援、女性の活躍推進等を図る目的で行う事業及びエクセレント企業が人材確保を図る目的で行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかの企業又は団体とする。

(1) エクセレント企業の認定に向けた計画を策定している企業又は団体

(2) 次のいずれかに該当する団体であって、当該団体の会員である企業のエクセレント企業の認定を推進するもの

ア 一般社団法人岐阜県経営者協会

イ 岐阜県商工会議所連合会又はその構成団体

ウ 岐阜県商工会連合会又はその会員となっている団体

エ 岐阜県中小企業団体中央会又はその会員となっている団体

オ 岐阜県農業協同組合中央会又はその会員となっている団体

カ 一般社団法人岐阜県建設業協会又はその会員となっている団体

キ 一般社団法人岐阜県森林施業協会

ク 公益社団法人日本青年会議所東海地区岐阜ブロック協議会又はその会員となっている団体

ケ 一般社団法人岐阜県経済同友会

コ その他知事が認める団体

(3) エクセレント企業

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの補助金の交付を受けた者は、補助事業者となることができない。ただし、過去に前項第1号に該当する者としてこの補助金の交付（1回に限る。）を受けたエクセレント企業が再度この補助金を受けようとする場合その他知事が特に認める場合は、この限りでない。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 役員等(法人にあつては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。))をいう。以下同じ。))を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。))
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等
- (4) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。))を利用している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。))及び経費(以下「補助対象経費」という。))並びに補助金の額は、別表1に掲げるとおりとする。

- 2 補助対象事業は、毎年4月1日以降に開始し、翌年3月31日までに完了するものとする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- 4 補助事業者が課税事業者である場合は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に別表1に規定する補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事業の着手時期)

第6条 補助対象事業の着手時期は、規則第5条の交付の決定のあった日以後でなければならない。ただし、事業の性質上やむを得ない事由があると知事が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により交付の決定前に事業に着手しようとする者は、補助対象事業の着手前に、補助金交付申請書に事前着手届出書（別記第2号様式）を添付して申請するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の20パーセント以内の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業の内容の変更（補助対象経費の20パーセント以内の減額を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 前項第1号及び第2号の承認 事業経費配分（内容）変更承認申請書（別記第3号様式）
 - (2) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する補助金の交付申請の取下げができる期間は、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

(状況報告)

第9条 知事は、必要と認めるときは、事業の遂行状況を確認するため、補助事業者に対して報告を求めることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の求めがあったときは、別記第5号様式により、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記6号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(履行確認)

第10条の2 知事は、前条の実績報告書のほか、必要に応じて行う現地調査又は聴取調査により、事業完了後速やかに履行の確認を行うものとする。

- 2 知事は、前項の現地調査を行うときは、補助事業者に対し、調査の日時、場所その他必要な事項をあらかじめ通知するものとする。ただし、緊急に調査を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付時期等)

第11条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額相当額の返還)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第8号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、補助事業者に対し、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第13条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第14条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(補助事業の表示)

第15条 補助事業者は、補助対象事業について県からの補助金を受けて実施する旨を別表2に定めるところにより表示するものとする。

- 2 前項の規定による表示に要する経費は、補助対象経費とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象事業	補助対象経費			補助金の額
次のいずれかの事業 ・第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる企業又は団体が行うエクセレント企業認定評価項目を達成するために必要な事業 ・第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる団体が行うエクセレント企業認定の拡大に資する研修会、相談会等の開催	左記事業に要する次の表に掲げる経費（※） ※他の業務と区分できる分のみを対象とし、補助事業者においてそれを証するものとする。			補助対象経費からその事業に係る寄附金等を控除した額（常時雇用する従業員が 101 人以上の企業にあつては、10 万円以上のものに限る。）に 1／2 以内を乗じて得た額（20 万円を上限とする。） ただし、当該金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
	費用の項目	費用の種類	基準限度額	
	報酬	研修会、講演会及び専門的事項に関する相談等に係る謝金	付表「研修会、講演会及び専門的事項に関する相談等に係る謝金」に掲げる額	
	賃金	当該事業の実施のために直接必要な人件費（アルバイトへの賃金等）	知事が必要と認める額の範囲内	
	旅費	交通費及び宿泊費	公共交通機関：目的地まで合理的経路で公共交通機関を利用した場合の実費相当額 自家用車：1 kmにつき 37 円 宿泊費：1 泊 9,800 円	
	需用費	消耗品費	当該事業の実施に必要な事務用品等 事業に必要な物品：知事が必要と認める額の範囲内 事務用品等：1 物品当たり 5 万円	
		燃料費	知事が必要と認める額の範囲内	
		会議費	弁当代（茶菓代を含む。）：1 人当たり 1,620 円 茶菓代：1 人当たり 540 円	
		印刷製本費	知事が必要と認める額の範囲内	
	役務費	通信運搬費	知事が必要と認める額の範囲内	
		手数料	知事が必要と認める額の範囲内	
		保険料	知事が必要と認める額の範囲内	
	委託料	当該事業の実施のために必要な事務、調査等の外部への委託費	知事が必要と認める額の範囲内	
	使用料及び賃借料	会場使用料、自動車借上料、労務管理・テレワークのために必要な関連機器・サービスの使用料等	知事が必要と認める額の範囲内	
	その他	知事が必要と認める費用	知事が必要と認める額の範囲内	

・第2条第1項 第3号に掲げる エクセレント企 業が人材確保の ために行う事業	左記事業に要する次の表に掲げる経費（※）		補助対象経費か らその事業に係る 寄附金等を控除し た額（常時雇用する 従業員が101人 以上の企業にあっ ては、10万円以上 のものに限る。）に 1／2以内を乗じ て得た額（20万円 を上限とする。） ただし、当該金額 に1,000円未満の端 数があるときは、こ れを切り捨てるも のとする。
	※なお、他の業務と区分できる分のみを対象とし、補助事業者においてそれを証するものとする。		
	費用の種類	基準限度額	
	民間就職情報サイトへの求人掲載、就職関連イベントへの参加、新聞の広告掲載等	知事が必要と認める額の範囲内	

付表 研修会、講演会及び専門的事項に関する相談等に係る謝金

謝金を支払う者の区分		研修会及び講演会	専門的事項に関する相談等
大学等の研究者	教授	13,000 円/h 以内	13,000 円/h 以内 (50,000 円/日以内)
	准教授	8,000 円/h 以内	8,000 円/h 以内 (40,000 円/日以内)
	講師・助教(専門学校等を含む。)	6,000 円/h 以内	6,000 円/h 以内 (30,000 円/日以内)
専門家	社会保険労務士等(資格の有無を問わない。)	6,000 円/h 以内	6,000 円/h 以内 (30,000 円/日以内)
企業	—	8,000 円/h 以内	8,000 円/h 以内 (40,000 円/日以内)
著名人・タレント	—	50,000 円/h 以内	50,000 円/h 以内 (200,000 円/日以内)

※ 1 時間に満たない時間の扱いは、以下のとおりとする。

- ・ 30 分以内の場合は、この表に掲げる額の半額を加算すること。
- ・ 30 分を超える場合は、1 時間に切り上げて計算すること。

別表 2 (第 15 条関係)

事業区分	表示方法	表示例
研修会、講演会等の開催	開催要綱、研修資料、報告書等の表紙に表示	この〇〇は、岐阜県からの補助金を受けています。 〇年〇月〇日 補助事業者名
調査、研究等	印刷物の表紙に表示	